慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	一九世紀初頭の ロシヤの政治狀況 (一) : スペランスキイ憲法草案を中心とした試論的考察
Sub Title	The régime of Alexander I and Speransky's constitutional project (1)
Author	中澤, 精次郎(Nakazawa, Seijirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1957
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.30, No.4 (1957. 4) ,p.33- 51
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論說
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19570415-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一九世紀初頭のロシヤの政治狀況（一）

——スペランスキイ憲法草案を中心とした試論的考察——

中澤精次郎

はしがき
一　アレキサンドル一世政府の課題……以上本號
二　スペランスキイ憲法草案の特性
三　スペランスキイ憲法草案の現實的歸結
むすび

はしがき

憲法の概念について諸說は甚だ輻湊しているが、いずれにしても、憲法を近代社會のすぐれた政治的標識の一つと認めることに異論はないようである。そこで憲法が近代社會の政治的標識の一つと看做されている點を十分に尊重しつつ、ここでは、極く常識的に憲法とは「文書によつて表示され、且つ權力關係を規定する法規範の拔萃である」と理解してみたい。とするとロシヤにおいては一八〇九年にスペランスキイ M. M. Сперанский[1] が、一八一九年にノヴォシリツォフ H. H.

Новосильцов[2]が、又一八二〇年代の前半にムラヴィヨフ Н. М. Муравьев[3]とペステル П. И. Пестель[4]がそれぞれ憲法草案を作成しているので、ロシヤの近代的な政治過程は、一應一九世紀の初頭、すなわちアレキサンドル一世の治世（一八〇一―一八二五）に始まつたと見ることができる。しかし改めて指摘するまでもなく前記の諸草案は決して同質的ではない。上からする改革の方向に、あるいは下からする變革の指針として起草されたそれらの諸草案は、いずれもロシヤ近代化の特殊性を自らの内に正しく投影させつつ、同時に又、極めて個性的である。

ところでスペランスキイ、ノヴォシリツォフ、ムラヴィヨフ及びペステルの草案は、いずれも草案に止まり、法規範的性格・法的規範力を與えられていない。いいかえれば立憲的要素と反立憲的要素との著しい競合的な存在によつて、その前後の治世から特徴づけられ得るアレキサンドル一世の治世は、まさにそれ故に政治的な近代化過程のロシヤ的特性を、すなわち前近代的な體制的危機克服のロシヤ的態様を、その最も顯著な様相において露呈した一つの段階と見ることができる。そこでロシヤの近代化的な政治過程解明の手掛りとして、本稿は一九世紀初頭の政治狀況を、スペランスキイ憲法草案に視點を置いて觀察してみることとした。いわば試論的研究である。

以下本論は、スペランスキイ憲法草案起草の背景、草案の特性、及び草案の現實化に伴つて表面化した政治狀況の構成契機とを指摘する三つの章から成る。

（1）本論第二章參照。

（2）一八一八年ポーランドの第一回國會の開會式に臨んで、ロシヤ人民に憲法 конституция を與えるであろうことを聲明したアレキサンドルから草案の起草を委任されたノヴォシリツォフが、政治及び法律の顧問であるフランス人デシャン Дешан の協力を得て、一八一九年に「ロシヤ帝國憲章」Государственная уставная грамота российской империи を作成している。本稿のいうノヴォシリツォフ草案とはこの「ロシヤ帝國憲章」を指す。ところでヴェゼムスキイ П. А. Вяземский により露譯されて後、皇帝に提出された「ロシヤ帝國憲章」は、ヴェルナッキイによると「完全に見棄てられたわけではなく、その實現の豫備的手段が地方行政の改革に際

して採られた」(Vernadsky, G., A History of Russia, 1951, p. 137) ことになつているが、果してこの草案が憲法として國家權力の承認を得ていたか否かは疑問である。しかしいずれにしても草案の內容が極祕にされ、公表されなかつたことは事實のようであろ。この點については Шильдер, Н. К., Император Александр Первый, его жизнь и царствование, 1904, том IV, стр. 154-5, 465-6. ところでシリジョールの「アレキサンドル一世——その生涯と治世——」收錄のテキストによると、草案は體裁の整つた六章一九一條から成り、連邦制的・代議制的な統治機構を豫定している。又基本的人權について第三章を設けているが、その內容は極めて消極的・部分的であり、保守的立場から一應法の支配・法の前の平等を抽象的に規定しているにすぎない (Шильдер, Там же, том IV, стр. 499-526)。

(3) デカブリスト・ムラヴィヨフの起草した憲法草案には二つある。第一の草案は前文と五章三八條から、第二の草案は一三章一三四條から成つているが、本質的には差異がない。もつとも嚴密に數えて第三の草案 (Mazour, A. G., The First Russia Revolution, 1825, the Decembrist Movement, 1937, p. 88) を指摘することも可能であるが、これは彼がデカブリスト審問委員會の審問に答えた陳述書を指しているのであるから、本稿のいうムラヴィヨフ草案とは前二者のみを指すこととする。又そのテキストは Избранные социально-политические и философские произведения декабристов, 1951, том I, стр. 295-329 による。なおムラヴィヨフは草案の前文でつぎのように述べている。「あらゆる國民の又あらゆる時代の經驗が、專制政治 власть самодержавная は支配者と社會のいずれにとつても等しく破滅的であること、又それは我々の神聖な敎義にも常識の原則にも一致しないことを立證してきた。一人の專橫 произвол が統治を基礎づけることは許され得ないし、すべての權利が一方にあり、他方には義務のみしかないことにも又同意できない。盲目的な服從は恐怖によつてのみ基礎づけられ得るのであつて、聰明な元首竝びに賢明な爲政者のいずれにとつても恥ずべきことである……ヨーロッパの諸國民は憲法と自由を獲得しつつある。ロシヤ國民も又彼等と同樣な憲法と自由とを彼等より以上に希望する」(Там же, том I, стр. 295) と。

(4) デカブリストの指導者、特に南部結社の中心人物であつたペステルの草案とは「ロシヤの法律」Русская правда を指す。なおペステル草案のテキストは Избранные социально-политические и философские произведения декабристов, 1951, том II, стр. 73-162 による。彼は一八一二年から一四年にかけての對ナポレオン戰爭中に筆をとり、一八二二年にほぼ完了した下書き的草稿に手を入れ、一八二四年それを「ロシヤの法律」と自ら名付けた。この「ロシヤの法律」は序論と四章より成る本論とから構成され、その內容はムラヴィヨフ草案に比較すると相當に進步的であるが、同時にその反面、抽象的・說明的な敍述ともなつている。「國民及び國民の意義に關する基本概念」と題した草案の第七項には、「國民とは、ある特定の國家に屬し、全員竝びに個々人の福祉實現を存

在理由とした市民社會を組成する人民の總和である。市民社會の不變の法は、いずれの國家も國民と政府から成るが、國民と政府とは別個であり、したがつて國民はすべて特別の義務を課せられず、又特別の權利を享有し得ないということであり、又政府は國民の幸福のためにのみ存在し、且つ自己の存在と組織を基礎づけることのできる根據を、それ以外に持ち得ないということである……」（Там же, том 11, стр. 80）と指摘されている。

一　アレキサンドル一世政府の課題

一八〇一年三月一二日の前夜半、ミハイロフスキイ城から冬宮に移つたアレキサンドル・パヴローヴィチ Александр Павлович は、急遽トゥロシチンスキイ Д. Трощинский を呼びよせて「皇帝アレキサンドル一世の卽位に關する詔勅」（Манифест о вступлении на престол императора Александра первого）を起草させている。すなわち「パーヴェル・ペトローヴィチ皇帝陛下が、三月一一日から一二日にかけての夜半突然卒中に襲われ、神の御心のままに亡くなられた[1]」ため、一七九七年の王位繼承法にもとづいて、アレキサンドル・パヴローヴィチが「ロシヤ大帝國の王位」（императорский всероссийский престол）を繼承することとなつた。しかし三月一二日の「皇帝アレキサンドル一世の卽位に關する詔勅」は、王位繼承の宣言である關係上、アレキサンドルの登極を餘儀なくした條件、すなわちパーヴェルの急死を公けにしたが、その正確な死因を傳えていない。先帝パーヴェルが、一八世紀において屢々繰返えされた宮廷革命的な陰謀[2]によつて殺害されたにもかかわらず、「詔勅」は、恰も病死であるかのように彼の死を「突然卒中（апоплектический удар）に襲われて……」としか說明していないからである、もつともいかなる事情があつたにせよ、その際に弑逆の事實を公表することは、王位の神聖不可侵な權威を傷つけ、王權の正當性を害う明白な危險を敢えて侵すわけでしかないから、パーヴェルの憤死を卒中死に裝つたアレキサンドル一世政府の處置は、むしろ當然であつたともいい得よう。とはいえ王位の正統な繼承者・パーヴェルの第一子アレキサンドルの卽位が、したがつてアレキサンドル政權の成立が、パーヴェルを殺害した陰謀勢力の諒解乃至要請を不可缺の前

提としていたとすると、元首であろうとするかぎりアレキサンドルは、先帝の統治について自覺的且つ實踐的な反省を回避し得ぬこととなる。一八〇一年三月一二日の王位繼承が、實は反パーヴェル的暴力の干與によつて決定づけられたということであると、新政府はなによりもまず先帝の施政と彼の死とを因果關係的に把握し、王權の存在が保證され得べき客體條件を改めて的確に讀取らねばならないわけである。そこでスペランスキイ憲法草案の紹介に先立ち、アレキサンドル一世政府の不可避的に當面した基本的な課題を整序すべく、まずその順序として新政權成立の經過を一瞥してみよう。

エカテリナ Екатерина Алексеевна 女帝の意志に反して[3]王位を繼承したパーヴェルの治世は、一七九六年一一月に始まる。したがつて僅か五年足らずの治世であつたが、彼が自己の意志を能力の許すかぎり主張しつづけた結果、その間の治世は數多くの暴君的・專制者的な痕跡をもつて滿たされている。例えば彼にとつては「予と共に語る者のみが重要な人物であり、それも予と共に語る間だけ[4]」でしかなかつた。現に人事の更迭・罷免と苛酷な處罰[5]が頻發しており、特に「一八〇〇年の末頃から皇帝パーヴェルの氣質は全く陰氣となり、猜疑心が强まつた。明日も皇帝と共に在り得ようといつた保證は何人にもなかつた[6]」。それ故政府部內の人心は常に動搖し、そのことがパーヴェルを刺激して彼の獨裁者的性格を益々あらわにさせ、したがつて彼の暴君的恣意的な人事行政に對する保身・自衞の必要性を高めた結果、そこに反パーヴェル的氣運が釀成されていつた。すなわち宮廷・政府及び軍隊の內部に一般化した不安と恐怖は、その受身的な態度から發展してパーヴェルの廢位という積極的な主張に轉じ、セント・ペテルブルグ總督パーレン П. Пален 伯爵・ベニグセン Л. Бенигсен 將軍を中心とする陰謀を具體化させた。三月一一日の夜半、パーレンの指揮した陰謀團が王宮を襲い、皇帝パーヴェルはその寢室で御馬司ズボフ Н. Зубов・イズマイロフスキイ連隊の士官スカリヤチン Скарятин などによつて生命を斷たれている[7]。しかもこの報知は、直ちに、王位繼承の第一順位者であるアレキサンドルに傳えられた。ところで陰謀團がその成功をなによりもまずアレキサンドルに傳えたことは、一見不可解な印象を與えようが、王位繼承者に事態の收拾を託したとい

うその事實こそ、實は陰謀の政治的性格を最もよく示したものと認められる。すなわち陰謀は「ロシヤ大帝國の王位」そのものを抹殺しようとしたのではなく、逆に王位の存在を必要としたのであり、その必要緊急性こそがパーヴェル弑逆の陰謀を生起させたのであつた。もつともアレキサンドルはパーヴェルの廢位について既に同意していたともいわれているが、勿論そうした意志表示はあくまでも非暴力的な説得を前提としてであつたために、パーヴェル殺害の報知が彼に與えた精神的打擊は決して輕くなかつた。彼は失神する程に驚愕したとも傳えられている。しかし彼の悲歎・驚愕をよそにしたパーレンから、「餘りにも子供じみている。さあ統治なされよ、近衛隊の前に姿をお見せなさい」[8]とまで叱咤され、王位繼承者としての自覺を促されて、彼は三月一二日の午前二時冬宮に移り、王位繼承宣言のために、追放中のトゥロシチンスキイを呼びよせた。かくしてアレキサンドル一世の治世が始まつている。

しかしながら三月一一日夜の陰謀が政府部内で畫策され、又それが官僚及び士官の手で遂行されたという事實は、反パーヴェル運動の基盤を統治機構の内部に限定して理解すべきことを要求するものではない。成程パーヴェル排斥の要請は宮廷革命的に實現されたが、既に彼の統治はその恣意性と暴力性の故に國民的な規模の不評を招來していたのであり、陰謀が間接にせよ諸階級のいかに廣範な背景を備えていたかは、パーヴェルの急死に「不仕附けですらある程に狂喜した」[9]人々が、決して特定の身分乃至階級のものではないこと、又「街上の人々が、復活祭の日のように相抱いて喜びに泣いた」[10]ことを明らかにする數多くの記錄から十分に實證できる。無論、貴族階級（дворянство）もこの場合例外でなかつた。貴族も又「四年の間、然るべき統治もせずに、神の委ね給うた帝國を苦しめつづけた皇帝（человек）のテロリズムから我にかえつた」[11]一人である。例えば「ユダヤ人はメシヤを期待するが、我々の救いは突然にやつて來て我々を喜ばせた……おかげで我々は暗い日々から拔け出られた。無賴漢の鞭と斧とは最早よみがえらないであろうという保證が、しかも又寛仁と慈悲の側に立つ天使（ангел）が我々を統治するであろう保證が、以前の苦しみを急速に癒してくれる」[12]とまである貴族は告白している。し

かし恐怖政治からの解放に「あらゆる人々（все умы и сердца）が安堵し」[13]、朝野は大きな期待をもつて自由主義者と噂されたアレキサンドルの政權を迎えているが、かくあつたからといつて、新政府に寄せた期待の階級的な異質性が無視されてはなるまい。述べるまでもなく國家權力の掌握者・皇帝にとつて常に第一義的・不可避的な關心事は、權力基盤の確保であり、王權の客觀的な保證を可能なかぎり非權力的に獲得することである。したがつてアレキサンドルはその即位の經緯上、王權の妥當性の回復・培養をより強く餘儀なくされたわけであり、しかもかく餘儀なくされた彼の基本的な課題の究明をここで問題とする以上、まずパーヴェルの暴政に對する階級的な反應、就中貴族階級のそれが檢討されるべきではなかろうか。蓋し、權力構造上貴族階級は王權の階級的基盤を組成し、王位の藩屏をなしていたからである。

一八世紀の後半、なお依然として貴族階級は官僚及び士官の獨占的供給源を形成していたが、既に法制的には文官的乃至武官的奉仕義務から完全に解放され、經濟生活に專心し得る十分な餘裕を獲得していた。[14] 特にエカテリナ二世の治下で彼等は階級的自治と合せて地方行政をその手中に收め、農奴主的・地主的特權を始めとした廣範な身分的諸特權を得ることに成功している。それ故一般にこの時代を「貴族の全盛期」と呼ぶ。ところがこの「貴族の全盛期」は又別に「貴族の反動期」とも呼ばれているのであり、ここに、すなわち貴族の全盛期が反動期でもある點に見逃すことのできない意味がひそんでいる。というのはエカテリナ女帝の啓蒙專制的統治は、王權の伸張が許容され得たいわば限界狀況において展開されていたのであつて、貴族的特權の定立とその十全的な保證こそは、この階級に依存する王權の避けることのできない自己規定的な努力の現實的表現であつた。いいかえれば貴族の階級的特權は、彼等に王權の積極的な基盤的役割を求め得る上に不可缺の王權の讓歩であり、自己を權力の核心たり得させるべく皇帝が提供した代償に外ならなかつたのである。

しかるにパーヴェルはそうした代償の提供を拒否した。彼は權力の赤裸々な暴力的側面を統治の前面に強く打出しつつ、法に對して自己の優位性を積極的・實踐的に主張し、貴族的權力を收奪して、彼等の生命及び財産すらも主權者の自由な意

志決定に委ねさせた。たとえていえば皇帝を頂點とする三角堆の底面が極小化していつたわけである。したがつていかなる事態が生起したかは詳述するまでもなかろう。三角堆の容積を變えずにその底面を極小化すれば、底面の極小化は必然的に高さの極大化を要求し、三角堆自體の不安定化を招く。それ故三角堆の安定性を回復しようとするかぎり、高さの極小化、いいかえると底面の極大化が要求されねばならぬことは自明の理であるが、この法則は、パーヴェルを頂點とし貴族を基底とした支配權力構造においても全く同樣に作用していた。すなわち君主神權說的な立場を固守したパーヴェルによる王權の絕對化が、權力の核心から貴族を疎遠・遊離させ、權力基盤を縮小化することによつて支配體制の弱體・不安定化を招來したために、貴族の側から階級的利益を防衞し支配體制の安定性を回復しようとする反作用が生起した。ところが貴族の反パーヴェル的抵抗は王權の恣意的な絕對化に伴ういわば必然的な反作用として生れたが、王權との緊密・提携化、したがつて貴族的特權の全面的回復という方向に志向したその反作用は、つぎのような事情によつて廣範な組織的抵抗へと成長・發展していない。すなわち統治機構の人的組成が特定の身分・貴族に全く依存していた結果、貴族はそのすぐれた階級的觸手を皇帝政府の內部に置き得たこと、しかも又この階級的觸手すなわち官僚竝びに士官の統轄者であるパーヴェルの存在そのものが、彼等にとり不安と恐怖の根源でしかなかつたことによつて、貴族階級の反パーヴェル的抵抗は廣範な階級的組織を必要とせずにその目的を達し得たのであつた。政府及び軍隊內部の積極的な反パーヴェル分子の、「卵燒（яичница）は卵を割らなければできない」[15]といつた必然性の自覺が、たとえ貴族的階級意識によつて支えられたにせよ、あるいは又それより以上に職業官僚的保身の必要から生まれたにせよ、それとは關わりなく、アレキサンドル一世政府の成立は、王權のパーヴェル的絕對化が必然的に呼起した貴族の階級的要請によつて決定づけられたのである。

かく直接的には官僚及び士官が、決定的には貴族の階級的抵抗がパーヴェル政權を否定しているので、アレキサンドル一世政府は官僚竝びに士官の身分乃至地位を保證して、彼等の信賴と彼等への統率力を回復すると共に、貴族的要請の全面的

許容を緊急且つ不可避の課題としなければならなかつた。そしてアレキサンドル政權成立直後の新政策は、基本的課題が政府人事の合理的な管理、就中貴族的特權の無條件的な回復であつたことを的確に物語つている。例えば三月一三日、アレキサンドルは軍事參議會（Военная коллегия）への勅令（указ）によつて、「軍事裁判所の判決によつて除名された、乃至は裁判によらずして除名された將官・佐官及び尉官をすべて退職したもの」[16]とし、ついで三月一五日にこの勅令の原則を擴大させ、文官にも適用させた。[17]又三月一五日には元老院（Правительствующий сенат）に勅令を與えて祕密懲罰隊（Тайная экспедиция）の解散とその犧牲者の即時解放を命令し、[18]詔勅をもつて海外亡命者の歸國を許し、貴族の自治權（дворянский выбор）を復活すると共に、四月二日には元老院の總會を司宰して、貴族的特權の全面的回復を決定づけた「貴族特許狀の復活に關する詔勅」（Манифесто возстановлении жалованной дворянству граматы）を公けにしている。[19]かくアレキサンドルは、「我が忠誠にして愛すべき臣下である貴族の功績、竝びに皇帝に寄せた彼等の熱意と專心と不變の信賴とを心にとどめて、彼等に留意すべし」[20]というエカテリナ女帝の遺訓を極めて忠實に實踐し、又その當然の結果として、官僚特に貴族層に印しづけられた暴君パーヴェルの痕跡が可及的速かに除去されていつた。しかしながら新政府の當面した基本的な課題は、しかく簡單に解決し盡されたわけではなかつた。

すなわち「法と……エカテリナ大女帝陛下の精神にもとづき、神が委ね給うた人民を統治すべき義務」[21]を自覺した新政府の〝二義的政策は、貴族的特權の無條件的回復という基本的な課題をそのかぎりにおいて一應解決したものの、その結果新政權の安定性を保證するに十分な妥當性が、廣く諸階級の內に、又將來に向つて培われたわけではなかつた。成程、權力基盤の確保という點からすると、貴族的要求の全面的許容は新政府の當面した緊急且つ不可避的な、しかし必要最小限度の課題であつた。又その解決策としてエカテリナ二世の精神を想起し、一七七〇、八〇年代の體制をただ機械的に再現したことも、當時の非常事態下にあつては已むを得ないむしろ適當な處置であつたとも考えられる。何故ならばたとえ問題を殘し

たにせよ、皇帝と貴族間の間隙を充塡し、兩者の背離を解消して、王權をその本來的な階級的基盤に一應結びつけ得ているからである。しかしながら兩者のそうした緊密化は基盤的社會の變化乃至發展の犧牲において果された。かく基盤的社會の發展に對する愼重な配慮を缺いたがために、アレキサンドルは基盤的社會の歷史性を考慮し、その結論を早急に政策化し、立法化しなければならぬこととなつた。エカテリナ二世の精神の無批判的な實踐は、皇帝對貴族兩者の政治的な關係が、基盤的社會の發展に對應した方向に再調整されるべきことを要求したのである。ところが皇帝と貴族とを兩極とした力關係の再調整という改めて提起されたこの課題は、新政府が王權の妥當性培養を積極的・合理的に押進めようとするかぎり、又しても不可避的に出會う問題——非貴族的諸身分の新政府への期待に對していかに答えるかという後述の課題とも、分ち難く結びついていた。何故ならば對貴族關係再調整の必要性は、基盤的社會の發展に照應した非貴族的諸階級の占める政治的境位の變化に起因しているからである。

ところでパーヴェルは心理的に異常者であつたと一般に傳えられている。例えばオーストリヤの提唱により、イタリヤ・フランスに當時ロシヤの最も有能なスヴーロフ P. Суворов 元帥を派遣して、積極的に對フランス戰に參加したにもかかわらず、パーヴェルは突然一轉してフランスと友好を結び、ナポレオンの提案を無條件に入れ、[22]「遠征の報酬としてインドの富のすべてを獲得することができよう」[23]ことを期待して、一八〇一年一月、地圖の用意すらないドン・コサック軍團に進擊を命じ、國境に達する以前の沙漠地帶でこの軍團を行動不能の潰滅狀態に陷らせている。無論、アレキサンドル卽位直後にこの軍團は救濟されたが、[24]例えばこのインド遠征を心理的異常者の暴企と看做すことも又可能であろう。しかし不安な政情を誘致した諸政策が、いかにパーヴェルの病的に異常な個性に負つていたかの檢討をここでは必要としない。むしろ注目すべき點は、フランス革命により「全世界は、極度の動搖が到るところで現れた程に激しく搖り動かされ、そしてヨーロッパには人類の新時代への端緒が築かれた。一七八九年という年はここ數世紀間の內で最も記念すべき時である。政治思想がか

くも急速に、又共鳴を得て全ヨーロッパに傳播した時は十字軍以來未だかつてない。一一世紀においては宗教的な信念がまさしくそうであつたと同樣に、一八世紀末にあつては自由が戰鬪的な精神となつたのであり……一七八九年は政治的改革の母である」[25]とすら評價した社會を基盤として、パーヴェルの暴政・王權の恣意的絶對化が展開されたという事實である。

すなわち前記した事實は、近代自由主義の立場からする反專制・反封建的な批判と攻擊が、ロシヤ社會の內部にも既に現れていたことを說明している。もつともその場合反封建的・反身分的な要請はそれにふさわしい十分な社會的基盤を準備せず、したがつて多分に觀念的でしかなかつたが、パーヴェル的專制は自らの階級的基盤すらも恣意的に破壞したため、個人主義的自由主義に非身分的な普遍性を與え、それを國民的廣がりをもつた反パーヴェル運動の指導原理たらしめた。換言すると王權が貴族的特權を侵害し、恣意的に絶對化したために、自由主義的・反封建的理念は、貴族すらも傘下に加えた反パーヴェル的抵抗の思想的據點をなしつつ表面化し、法の支配と基本的人權の保障を强く前面に打出していたのである。勿論貴族の社會構造上の地位乃至反封建的階級の未成熟さは、そうした法の支配と人權保障の要求を必然的に限界づけ、自由主義的要請を宿命づけていつたが、パーヴェル政權の否定は特定の身分的限界を越える國民的不滿を一應背景としており、したがつてアレキサンドル政權は、基盤的社會の表面に押出されていた基本的人權の定立と法治主義の要求に直面することとなつた。それ故に傳統的・情緒的手段に訴えるか、それとも報酬の提供・說得といつた合理的な方法によるかはいずれにしても、權力行使を經濟化しつつ平和裡に新政權の妥當性を培わねばならぬアレキサンドルにとつて、第一義的な重要性と緊急性が認められないという見地から、直ちに、自由主義的ないわば市民社會的な期待を無視・默殺することが許されようはずはなかつた。第一義的な重要性と緊急性を備えた課題が貴族的特權の回復であつたことは、改めて指摘するまでもなく明白である。しかしそのかぎりにおいてのみ、すなわち貴族的特權の保證乃至尊重と全く同義的でしかない法の支配と人權保障に終始することは、自己の客觀的な存在理由を積極的且つ合理的に基礎づけねばならぬアレキサンドルにとつて、決して

賢明な方針であり得ようわけはなかつた。彼は貴族的特權の回復と平行させてつぎのような諸政策を採用している。

例えば三月一四日に政府は輸出制限を撤回し[26]、又輸入についても同樣の處置をとつて通商の自由を回復し（三月一七日）、三月三一日には一八〇〇年四月パーヴェルが全面的に禁止した外國書籍の輸入禁止令を解き、一八〇〇年六月の勅令で閉鎖されていた印刷所を公開し、出版の自由を保障した。さらに政府はパーレンを通して警察官の越權逸脱を戒め（三月一九日）、ロシヤ國內の通行の自由を認め（三月二二日）、地主領農民の賣買にある種の制約を加え[27]、又土地所有の自由を非貴族的身分にも許容している（一二月一日）[28]。もつともこれらの諸政策は必ずしも非貴族的階級のみを對象とした政策ではないが、基盤的社會の發展に對應すべく權力行使を自ら限界づけることによつて、王權の妥當性を合理的に基礎づけようとした政府の積極的な意欲をそこに認めることができよう。とはいえ、新政策はいずれも便宜的・斷片的であり一貫性を缺いた。それによつて自由な非政治的領域が合目的に設定されたわけでもない。市民社會的要求に對する政府の解答は部分的・跛行的であつた。したがつて近代市民的要求に耳を傾けつつその延長線上において、王權の妥當性を合目的に培養しようとするかぎり、政府は「基本的人權というものが決して空しい幻想でないこと」[29]を、立法政策的に實證しなければならない責任を負うこととなつた。アレキサンドルは基本的人權の定立、すなわち國家權力の及び得る範圍の自己限定という課題に出會つたわけである。

しかしながら、「他人の權利を侵害しない範圍內での無條件的な自由を保障する人權の確立を、政府の直面した基本的課題」[30]の一つに數えることは、決して單純・平易な問題であり得ようはずはなかつた。王權の決定的な階級的基盤が依然として貴族階級である以上、基本的人權をその理想的な形態において定立すること、乃至は既存の封建的諸特權と全く無關係に定立することは、問題の性質上明らかに不可能である。かくして基本的人權の定立という問題は、既述した皇帝對貴族關係の再調整という問題を自己の一部として內包しなければならず、又その結果政府に對する二重の課題的性格を提示すること

となつた。基盤的社會の發展は、王權の安定性回復・國家權力の妥當性培養を積極的に宿命づけられたアレキサンドル一世政府に、基本的人權の定立・國家權力と國民との權力關係を規定すべき法規範の定立を、基本的な課題として提起し、その解決をせまつたのである。ところで權力關係は、それを現實に規定する政治機能の媒介體である統治機構と相關的な關係をもつ。パーヴェル的權力關係に對するアレキサンドルの反省が、パーヴェル的統治機構を全く無關係のままに放置するはずはない。したがつて統治機構に觸れてみよう。

パーヴェルの恣意性は、人事行政の分野で著しく露呈されたばかりでなく、「專制君主（самодержавный государь）は、自己の權力を小數の選任者の手に合理的に分割する場合にのみ、王權を効果的に行使することができる」[31]という原則の歪曲と、時代遲れの合議制（коллегиальная система）の復活を要求し、その結果機構的な無秩序と機能上の混亂とが引起こされていた[32]。したがつて新政府は既にその成立の當初において「帝國の無體系な統治機構の改革」[33]をなによりもまず痛感しており、例えば一八〇一年三月二六日、「これまで社會問題についてなんら顯著な活動もなさず、名目上の制度にすぎない」[34]ことを理由として宮廷會議（Совет при особом государе）を廢止し、代りに終身會議（Непременый совет）を設置している[35]。又四月二三日にアレキサンドルはストロガノフ П. Строгонов、クチュベイ В. Кочубей、ツァルトリジスキイ А. Чарторижский、ノヴォシリツォフ Н. Новосильцов から成る非公式委員會（Негласный комитет, Comité du salut public）を設けて、機構改革を主題的議題とすると共に[36]、一八〇二年九月八日「法にもとづく公正な裁判とその執行についての最高の地位[37]」を元老院に與え、且つ「元老院の訓令（указ）は勅令と同一の効力を有し……皇帝の權力をもつてしか制約され得ない[38]」ものと規定した。さらに又政府は個人責任制（личное начало）の原則を復活し、一八〇二年九月八日の「省設置に關する詔勅」（Манифест об учреждении министерства）によつて陸軍・海軍・外務・內務・司法・大藏・通商及び文教の八省を創設し、八名の各省大臣を任命して、行政機能の統一强化を謀つている[39]。しかしながら前記の諸改革は、いずれも部分的

・形式的でしかなかつたため豫期の成果を擧げ得なかつたばかりでなく、逆に機能的な相互關係の錯綜複雜化と新たな機構上の混亂を呼起し、[40] 終身會議・元老院及び行政各省などの中樞的諸機關に秩序と統一性を與えるべき綜合的な改革の必要性を益々高めさせた。すなわち機構の改革問題は依然として未解決の、したがつて解決を差迫られた課題となつていたわけである。例えば一八〇四年司法大臣ロープヒン П. Лопухин に憲法草案の起草を命じ、[41] あるいは一八〇六年、大統領ジェファーソンに親書を送り、アメリカ合衆國の統治機構を研究するなどしてアレキサンドルは、機構の綜合的な改革を果すべく機構に關する體系的な法規範の定立に苦慮している。

以上アレキサンドル一世政府の成立を通して、この政府が、權力關係を直接的並びに間接的に規定する法規範の定立を餘儀なくされるに至つた經過を指摘してきた。すなわち王權の恣意的な絕對化を暴力的に否定した貴族の階級的意志によつて、成立したところのアレキサンドル一世政府は、王權の恣意的な絕對化に伴つて露呈し表面化した所與の封建的な權力關係の體制的危機を、近代的・合理的な方向において超克しつつ王權の客觀的な保證を獲得しようとしたために、權力關係を規定する法規範の定立・いわば憲法問題を不可避的な基本的課題として受取らねばならなかつたのである。しかし憲法問題の解決は多くの時間を必要とした。問題自體の困難さによるばかりでなく、一八〇五年の第三次對フランス大同盟の締結に始まる國際關係の變化が、國內問題に專心し得る十分な餘裕を追いやつてしまつたからである。しかし一八〇七年チルヂット講和の成立は再び國內改革・憲法問題と取組み得る十分な機會を提供した。次章のスペランスキイ憲法草案は、そこにおいてなされたアレキサンドル一世政府の基本的課題に對する一つの解答であつた。

（1）トウロシチンスキイ起草の「皇帝アレキサンドル一世の即位に關する詔勅」(Шильдер, Н. К., Император Александр первый, его жизнь и царствование, 1904, том II, стр. 6) の一節。

（2）宮廷革命 дворцовый переворот という表現が果して妥當であるか否かはともかく (Lasswell, H. D. and Kaplan, A.,

Power and Society, 1950, pp. 270-3)、ピョートル大帝の死後からエカテリナ二世の即位に至る三七年間に王位継承をめぐる所謂宮廷革命が五回生起しており、エカテリナ二世も、一部の貴族勢力を利用して一七六二年六月にプロシャの心酔者ピョートル三世の犠牲において王位を獲得した。この點についてはKлючевский,В., Курс русской истории, 1937, том IV, стр. 270 以下参照。

(3) 自己の後継者を自由に指名し得る權利を皇帝に留保した一七二二年の王位継承法によって、エカテリナ二世はその子パーヴェルの長子アレキサンドルに王權を委ねようとしたが、女帝の急死がその手續の完了を妨げたために、パーヴェルが自動的に王位を継承することとなつた事實は廣く一般に認められている。例えばBeazley, R., Forbes, N. and Birkett, G., Russia, from the Varangians to the Bolsheviks, 1918, p. 247, 348.。なおアレキサンドルの即位は一七九七年パーヴェル一世の制定した長子継承を原則とする王位継承法によつた。

(4) Pares, B., A History of Russia, 1953, p. 291.

(5) 例えば一八〇〇年五月、二等大尉キールピチニコフ Кирпичников は故なく官等並びに貴族の稱號を奪われ、終身兵卒におとされると共に一、〇〇〇名の兵士から成る列間笞刑に處されている。

(6) カラムジン Н. Карамзин の手記 (Шильдер, Указ. соч., том I, стр. 215)。

(7) 三月一一日夜の陰謀團の行動はサブルコフ Н. Саблуков の手記 (Хрестоматия по истории СССР, 1953, том II, стр. 353-354) に詳しい。

(8) Шильдер, Указ. соч., том II, стр. 5.

(9) シシコフ А. Шишков はさらに「アレキサンドル即位の報知に、心あるロシャ人のすべて вся мыслящая россия が喜びにおのいた」(Шильдер, Там же, том II, стр. 7) とも傳えている。

(10) Шильдер, Там же, том II, стр. 7.

(11) Шильдер, Биография императора Александра I, 1896, стр. 167.

(12) 一八〇一年四月七日ザヴァドフスキイ Завадовский 伯爵がヴォロンツォフ А. Воронцов 伯爵に宛てた書簡 (Шильдер, Указ. соч., том II, стр. 7) の一節。

(13) シシコフの手記 (Шильдер, Там же, том II, стр. 7)。

(14) 一七六二年二月のピョートル三世の「全ロシャの貴族階級への自由下賜に關する詔勅」Манифест о даровании вольности и свободы всему российскому дворянству (Хрестоматия по истории СССР, том II, стр. 164) によって、それまで貴族に義務

づけられていた文官的乃至武官的奉仕義務から全く解放された結果、貴族はその領有地に居住して地主的經營に專心し得るようになり、そのため貴族の地主的性格が一段と强化されていつた。無論このことは領有地農民の生活狀態を惡化させ、解放に對する領有地農民の希望を打ちくだき、反地主的農民運動・騷擾を誘發激化させている。

(15) Хрестоматия по истории СССР, том II, стр. 353. 三月一日の夕刻、小グループに分かれてそれぞれ夕食をとつた陰謀加擔者が再び一堂に會した際、パーレンは彼等に對して「諸君、卵燒は卵を割らなければできないことを想起し給え」と語つているが、卵燒がパーレンを中心とした陰謀の加擔者にとつてのみの要求であつたにしても、なお且つそれが貴族一般の階級的な要求ともなり得させた客觀的な必然性に注目されなければならない。

(16) なおこの勅令によつて、例えば前記したキールピチニコフは四月二三日に貴族の稱號・官等竝びに勳等を回復している（Шильдер, Указ. соч., том I, стр. 267)。

(17) ストゥルザア A. Стурдза によると、三月一三日及び一五日の勅令により復職・復權した文・武官の總數は一二、〇〇〇名に達したと傳えられる（Шильдер, Там же, том II, стр. 16)。

(18) この勅令による解放者數を正確に摑むことは甚だ困難であるが、ペテルブルグ要塞からの解放者を含まないある名簿には一五三名が、又トゥロシチンスキイの手記には僧院・寒村・僻地などに拘禁・追放された者七〇〇名の內の三月二一日までの解放者四八二名が數えあげられている（Шильдер, Там же, том II, стр. 15)。

(19) この詔勅と共に「市制及び市特許狀の回復に關する詔勅」Манифест о возстановлении городового положения и граматы などの四種の詔勅が同時に發布されている。

(20) 一七八五年四月二一日エカテリナ二世が貴族に與えた「貴族特許狀」Жалованная грамота дворянству の一節。

(21) トゥロシチンスキイ起草の「皇帝アレキサンドル一世の卽位に關する詔勅」の一節。

(22) ナポレオンがパーヴェルに示した計畫によると「完全裝備の輕砲兵を含む三五、〇〇〇のフランス軍は、フランス國境からオーストリヤの國境を經てリムに前進し、そこで船を得てドナウ河を下り……黑海に到着後はロシヤ艦隊がこのフランス軍をタガンロークまで輸送し、そこからフランス軍はボルガ河にそつてツアリチンに赴き、さらに船を調達してアストラハンへと下る。アストラハンにおいて强力な完全裝備の砲兵を加えた三五、〇〇〇（一五、〇〇〇の步兵と一〇、〇〇〇の騎兵隊及び一〇、〇〇〇のコサック兵）のロシヤ軍は、フランス軍と合流し……露佛連合軍はアストラハンからカスピ海を越えてアストラバードに到り、そこに軍需資材を集積し」（Хрестоматия по истории СССР, том II, стр. 352)、一三〇日を費してインドに達すべく豫定された。したがつてインド遠

征は遠大な、又甚だ實行性の乏しい計畫であつたといえよう。

(23) 一八〇一年一月にパーヴェルがドン・コサック軍團長オルロフ Орлов 騎兵大將に宛てた詔書 (Шильдер, Там же, том I, стр. 201) の一節。

(24) 一八〇一年三月二五日の勅令。

(25) 一七九〇年モスクワの「政治評論」Политический журнал 誌に記載されたモスクワ大學哲學教授サハッキイ П. Сохацкий の論文 (Хрестоматия по истории СССР, том II, стр. 319-320)。

(26) 但し穀物類の輸出禁止令の撤廢は三月二四日の勅令による。

(27) アレキサンドルの指示にもとづき大檢事總長ベクリショフ A. Беклешев が科學アカデミー總裁ニコライ A. Николаи に、「仁慈なる皇帝陛下は、土地から切離した人間の販賣廣告を、新聞が取扱わぬよう指令することを望む」(Шильдер, Указ. соч., том II, стр. 18) という意味の布告を與えている。したがつて地主領農民の賣買に制約を加えたといつても、それは全く末梢的な非現實的なものでしかない。

(28) 「商人・町人及び國有農民への土地購入の權利下賜に關する勅令」Указ о предоставлении купечеству, мещанству и казенным поселянам приобретать покупкою земли を指す。すなわちこれまでは貴族の特權であつた土地購入權が商人・町人及び國有地農民に擴大された結果、彼等も又財產として土地を所有できることとなつたが、彼等の所有可能な土地はあくまでも農民の住まない土地 земля без крестьян にかぎられ、農民が居住し、又現に耕作している土地の所有は貴族の特權としてそのまま殘された。

(29) アレキサンドル卽位の報知を受けた彼の師傅ラガルフ Ф. Лаварп は、つぎのような言葉を彼に與えている。すなわち「私は陛下が三千萬の臣民の統治者になられたことに祝詞を述べようとは思わぬが、臣民の今後の運命が、基本的人權というものが決して空しい幻想ではないこと、又人民の首長とは人民の第一の下僕であることを確信する君主の手に委ねられていることを喜ぶ」(Шильдер, Там же, том II, стр. 26) と。

(30) Шильдер, Там же, томII, стр. 26. かくストロガノフは一八〇一年四月二三日皇帝と會見した際に人權保障の必要性を强調している。

(31) エカテリナ二世に差出したパーニン Панин の省制度採用に關する具申書の一節。彼は司法・外務・內務・陸海軍・財政通商の六省を設置し、ロシヤにおける省制度の端緒を築いている (Латкин, В., Учебник истории русскаго права, 1909, стр. 357)。

(32) 例えば商業參議會 Коммерц-коллегия・鑛山參議會 Берг-коллегия・マニュファクチュア參議會 Мануфактура-коллагия な

どを復活すると共に、パーヴェルは他方で個人責任制の原則を强化したため、參議會と大臣乃至省とが並存し、政策の立案及び執行が二重化した（Латкин, Там же, стр. 358）。

(33) ストロガノフの殘した記錄によると「皇帝の信賴に答えるために、帝國の無體系な統治機構の改革 réforme de l'édifice informe du gouvernement de l'Empire という綜合的な仕事に幾分かなりとも參與すべく、我々は、より知覺的に問題を考量し得るように、又そうした比喩が差支えなければ病氣とその治療方法との關係と全く同樣に、現實の帝國全體を一枚の繪として觀察することが差當つて必要であるという意見に皇帝の承認を得て」（Шильдер, Указ. соч., том II, стр. 46）、機構改革の問題を取上げている。すなわち政府上層部内で極密裡に機構改革の問題が討議されている。

(34) 皇帝を司法機關である元老院及び行政の機關と媒介づけるために設置された宮廷會議も、パーヴェルの時代には僅かに檢閲の權限のみが認められただけであつた。例えばエカテリナ二世の治世（一七六二―一七九六）に、宮廷會議は一、五九七回召集され、女帝はそれに六三回出席しているが、パーヴェルの時代（一七九六―一八〇一）には、僅か一四三回召集されたにすぎず、又皇帝の出席は一回に止まつている（Латкин, Указ. соч., стр. 322）。

(35) トゥロシチンスキイの提案にもとづくこの終身會議は「皇帝の親任により、社會的にも尊敬された身分の高い」一二名の議員から構成された。ところで「國務の審議・決定のため皇帝の許に設置されたこの機關」の目的は、「ロシヤ大帝國の權威と至福を法の確固とした基礎の上にすえること」であり、そのために「新しい法律によつて、農業・マニュファクチュア・産業・手工業及び國富の源泉である通商を法の庇護の下におきつつ、最下層の人民に生氣と勇氣とを吹込むと同時に又人類への愛情と社會秩序の尊重とを考慮して、すべての法律を再審し、又法律の變更・修正の試案を作成しなければならない」と勅令において規定されている（Латкин, Там же, стр. 333-334）。しかし設置當初の意圖は現實に果されず、スペランスキイが機構改革の問題に着手した頃には既に有名無實の存在と化していた。

(36) この委員會の審議内容は無論のこと、委員會の存在そのものが社會的反響を考慮して秘密にされた。ストロガノフの傳えるところによると、この委員會は權力關係特に統治機構の改革を主目的とし、その審議事項には大體三つの段階、まず現實の統治機構の研究、ついで個別的な機構改革案の作成、最後に機構改革の成果を立法化すべく憲法 конституция の制定が豫定された。又この委員會の司會者アレキサノドルは、改革が政府の專制 деспотизм を抑制し得るような方向に志向すべきことを、提唱したとも傳えられている（Шильдер, Указ. соч., том II, стр. 46）。しかし元老院の改革及び行政各省の設置について指導的役割を果したこの非公式委員會は一八〇三年末に解散している。

(37) パーヴェルによつて無力化されていた元老院の回復を意圖したアレキサンドルが、一八〇一年六月に元老院へ與えた書簡(Шильдер, Там же, том II, стр. 20) の一節。

(38) 「元老院の權利と義務に關する勅令」Указ о правах и обязанностях Сената (Латкин, Указ. соч., стр. 316) の一節。すなわち「元老院はロシヤ帝國における最高の機關である。元老院は法の擁護者として全裁判所を自己に從屬させ、公正な裁判のための徹底的な監督について配慮し、租稅徵收と國庫の支出を監視し、國民の負擔の輕減・安寧秩序の遵守、及び元老院の監督下にある諸機關の違法行爲廢絕の方法について考慮する」ことを義務づけられ、又そのために法律の執行に伴う缺陷竝びに新たに制定された法律と既存の法律との矛盾 неудобства в исполнении законов и противоречия вновь издаваемых законов с прежними がある場合には、代表を通じてそのことを皇帝に具申し得る權利を認められた。

(39) 省の設置に伴い、省と參議會との關係をいかに調整するかの問題が生じたが、一八〇三年まず軍事參議會を廢止し、ついで全參議會を各省に吸收させて問題を解決すると共に、政府はさらに各省相互の連絡を緊密化するために內閣 комитет министров を創設している。

(40) こうした混亂・無統制は、結局、「この時代の政治制度上の特徵でもあつた中樞的諸機關のもつ權限の不明瞭さに起因する」(Schultz, L., Russische Rechtsgeschichte, 1951, S. 175) が、それ故にこそ內閣は閣議に皇帝の出席を得たことにより、元老院及び終身會議の權限を徐々に收奪し、肥大化していつた (Латкин, Указ. соч., 316-317)。そしてこの事實上の原則がスペランスキイの憲法草案において採りあげられている。

(41) Шильдер, Указ. соч., том II, стр. 249.